最終更新日：2021年7月14日

パス株式会社
代表取締役 高橋　勇造
問合せ先：管理本部　井上　幸平
証券コード：3840
https://www.pathway.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全性の確保と企業価値の継続的な増大を経営の課題とし、その実現のために、企業統治の強化及び充実が重要であると考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使、招集通知の英訳】
議決権電子行使プラットフォームについて、現時点では採用しておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の比率等を考慮しながら検討して参ります。
また、招集通知の英訳については、現時点においての海外投資家等の比率が低い水準に留まっているため、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の海外投資家等の比率を考慮しながら検討して参ります。

【補充原則3-1-2　英語での情報開示・提供】
現状、海外投資家の比率が低いため、コスト等を勘案し、招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2　中期経営計画に対するコミットメント】
当社は、中期経営計画の定量的な目標は公表しておりませんが、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示として、中長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、単年度毎の業績等の見通しを公表しております。定量的な目標の公表は、今後も継続して検討してまいります。

【補充原則4-1-3　最高経営責任者等の後継者の計画】
最高経営責任者等の後継者の計画について、企業理念や経営戦略等を踏まえ、経営陣幹部候補の育成とともに、将来、透明性・公平性の高い後継者指名を行える体制を確立していきたいと考えております。

【原則4-2　取締役会の役割・責務(2)　経営陣の意思決定の支援、インセンティブ付け】
取締役会は、取締役及び経営幹部からの提案を随時受け付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行に当たり、経営幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1　業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】
当社では、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりません。これらの導入によるメリット・デメリットを含めて取締役の報酬に関する方針について検討してまいります。

【補充原則4-10-1　指名・報酬の諮問委員会】
当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会を設置しておりません。取締役候補者の指名については、社外取締役も出席する取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案し決定しております。また報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社外取締役も出席する取締役会において適切に決定しております。以上の理由から、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えます。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての考え方】
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は定めておりません。取締役の選任に関する方針については、当社の各事業に精通していることや、その他当社の経営に必要な知見を有していること等を重視しております。選任手続については、原則３－１(iv)に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の評価】
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法も含め検討してまいります。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、企業価値を中長期的に高めるためには持続的な成長が必要と考えております。経営資源の配分については、財務健全性の維持と企業価値増大を目的とした投資に活用させていく方針です。現在はＲＯＥなどの具体的な数値目標は設定しておりませんが、可能な範囲で中長期的なビジョン等を説明し、当社の今後の経営戦略や具体的な施策についての理解を得ることに努める所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、政策保有として上場株式を保有しておりません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、当社の役員との取引や主要株主等との重要な取引につきましては、収益性、重要性及び透明性を案件ごとに検討し、取締役会の決議事項としております。
また、重要な関連当事者間取引は、有価証券報告書や株主総会招集通知において開示しております。
なお、1 年に 1 回、関連当事者取引の有無について当社役員を対象として書面による確認手続を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i)　会社の目指すところ（経営理念等）については、当社ホームページに掲載しております。
（https://www.pathway.co.jp/about/index.html）

(ii)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全性の確保と企業価値の継続的な増大を経営の課題とし、その実現のために、企業統治の強化及び充実が重要であると考えます。
そのため、以下の基本方針に則って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。
1)　株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2)　ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
3)　会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4)　取締役会による業務執行に対する監督機能の実効性を向上させる。
5)　中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

(iii) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、各取締役の役割や責任に応じた固定報酬としており、取締役の業務執行状況の貢献度合い等総合的に勘案して決定しております。
この方針に基づき、各取締役の報酬は、代表取締役が草案を作成し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会において慎重に審議し、その分配を決定しております。

(iv) 取締役等の選任・解任・指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補の指名については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、取締役会にて決定しております。
解任については、職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事実の疑義がある場合、株主総会における解任議案を取締役会において決定しております。

(v) 取締役等の個々の選任・解任・指名理由
社内取締役候補及び社外取締役候補のいずれも、選任理由は、株主総会招集通知の参考資料に記載しております。
（https://www.pathway.co.jp/ir/news.html）

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規程を定め、取締役会での決議事項を明確にしております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の独立性については東京証券取引所の独立性基準に準拠した基準に基づき、実績・経験・知見も鑑み取締役会において率直・活発で建設的な議論を期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他社兼任】
社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
社外取締役2名が、当社以外の会社の社外役員を兼任していますが、合理的な範囲と認識しております。

【補充原則4-14-2　取締役、監査役に対するトレーニングの方針】
選出された新任役員に対しては、管理部門の責任者が役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行っております。
社外取締役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、代表取締役及び管理部門の責任者から個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを実施しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主からの対話の申込みに対して、積極的に対応しております。当社では、IR担当として管理本部長を選任し、管理本部長が管理部門等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っています。
また決算説明会及び株主総会終了後の会社説明会は、代表取締役自ら説明を行っております。
主なIR活動は次の通りです。
・定時株主総会
・決算説明会（年二回）
・取材対応（随時）
・HP の企画、運営
・投資家からの電話・メールでの問い合わせ対応

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サンテック	2,145,000	6.78
韓 震	1,550,000	4.90
令和キャピタル有限責任事業組合	1,087,400	3.43
日本証券金融株式会社	1,084,300	3.42
株式会社アセットプロデュース	841,800	2.66
株式会社TMフィナンシャルストラテジー	760,500	2.40
明和證券株式会社	728,000	2.30
株式会社なずき	710,400	2.24
土屋　允誉	559,400	1.76
auカブコム証券株式会社	499,500	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期 更新	3 月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
甲斐　賢一	公認会計士											
沼井　英明	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甲斐　賢一	○	○	―――	これまでの経歴で培われた豊富な経験と知見に基づき、当社の経営に対する有益なご意見やご指摘を頂くために選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

沼井　英明	○	○	―――	弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、ガバナンス上の課題を解決するための助言･提言を行っていただくために選任しております。また当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき兼任の使用人を置くこととしています。この使用人について、監査等委員以外の取締役から独立性を確保するため、その任命、異動等については、監査等委員会と協議のうえ決定することとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査報告等のための定例的な会合に加えて、会計監査人との監査契約、会計監査全般から個別案件の処理方法に至るまで、様々なテーマを検討するための個別の会合を適宜持っております。
内部監査担当者とは内部統制システムの構築並びに運用に関して日常的なコミュニケーションを維持している上、必要な場合には監査等委員会と内部監査担当者･内部統制担当部門が協同で作業に当る等、緊密に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブの付与は現時点では特段行っておりませんが、報酬総額は業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2021年6月30日開催の定時株主総会において年額200百万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
監査等委員である取締役の報酬限度額についても、2021年6月30日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

経営執行の公正性・透明性を図るため、原則として月1回の定例取締役会を開催しており、取締役会の資料は管理本部が事前に配布し、社外取締役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前に説明をしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を目的とし、2021年6月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
当社の取締役会は監査等委員である社外取締役2名を含む5名で構成されており、監査等委員である社外取締役2名は東京証券取引所の定める独立役員として指定されております。これら独立役員でもある2名の社外取締役は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社が判断した取締役であり、その他3名の取締役とともに、取締役会での重要事項の決定に際して適切な判断を行える体制としております。
また、当社の監査等委員会は監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成されており、内部統制システムを活用して組織的な監査・監督を行います。
なお当社と監査等委員である取締役及び業務執行取締役等でない取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また当該責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役及び業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。
取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2021年6月30日開催の定時株主総会において年額200百万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
監査等委員である取締役の報酬限度額についても、2021年6月30日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載した体制を採用することにより、業務の適正や経営の透明性が確保されているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会の動画配信で開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報ページを設け、決算情報や決算説明会資料、その他の適時回資料の掲載をしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部内にIR担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針を定め、取締役や従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備やその他会社の業務の適正を確保するための体制を進めております。また、社会の要請の変化に対応すべく、必要に応じた見直しをその都度行い、継続的に内部統制システムの改善を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部門が情報の一元管理を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレートガバナンス体制の模式図】

